

## 建設工事に係る社会保険等の未加入業者対策の拡大について

平成30年度から、岡崎市の発注する工事において  
**社会保険等**（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険）**に未加入の業者（※）を  
一次下請**とすることは、原則、**できません。**

※ 建設業の許可を有する業

### 対象

平成30年4月1日以降に契約を締結した全ての建設工事 ※ 岡崎市工事請負契約約款を使用した工事が対象です。

### 確認方法

- ・ **契約の締結後**、発注課に提出していただく「工事施工体制台帳」を、発注課の工事監督職員が確認します。  
※「工事施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」欄を確認します。
- ・ 受注者（元請）は、**一次下請としたい業者が社会保険等に加入していることを把握したうえで**、当該業者と契約を締結してください。

### その他

- ・ **本件の対象**となる一次下請業者は、**建設業許可を有している業者**です。
- ・ 「特別な事情」があり、社会保険等に未加入の業者を一次下請としたい場合は、承認申請により、一次下請にできる場合があります。  
なお、一次下請の承認にあたっては、一定の期間内（原則30日）に、当該業者が社会保険等に加入することが条件となります。  
  
※ 「特別な事情」とは、一次下請としたい業者が、他の業者にはない特殊な技術を有しており、その一次下請としたい業者がいなければ、受注者（元請）が工事を完成できないといった「工事の実施に支障がある」場合をいいます。
- ・ 書類の虚偽記載等により、社会保険等に未加入業者を一次下請として使用した場合、その関与の程度により、**受注者（元請）に対して、  
入札参加停止等の措置**を行う場合がありますので、注意してください。